

立入禁止は土地取上の下準備である。立入禁止は吾々が小作料を不納した場合に之を行ふ、吾々は知新制度に編入されてゐる。

三、青年部補正の件

眞竹雄次郎説明

小作人の子弟を青年部に結集して其の闘争力を擴大にせよ

四、農民共済の税金課税の件

藤本幸太郎説明

税金は地主、資本家に多く負擔せしめ小作人の負擔を軽減せしむと。

五、無産農民無産農婦共済會解散の件

三浦愛二説明

彼の新安社持統、治安警察法違反防止法其他幾多の法令制定の犠牲は(中止)、代つて藤本幸太郎説明

無産農婦を救済する共済は解散解散せよ。

六、政黨支持の件

田原幸次説明

無産農民無産農婦共済會の解散は政黨の力に依らねばならぬ

之等の解散令は資本家地主の専横を容認してゐる(中止)代つて佐賀 高野明

如何に改良 中止はあつても出来ぬ新制度編入を命ずる解散令散財の馬鹿々々しい大衆黨をいつかり守つて選挙実行のツアツツを原案を維持せねばならぬ。

七、解散令案

(一) 藤本幸次反對の件

(二) 眞竹雄次郎説明の件

藤本幸次は地主に有利で小作人に不利な不都合を製造してゐる。組合員の増加運動を阻止する大會法に反対する運動等を組織せねばならぬ。

◎ 以上各問題可決

副委員長

藤本幸次 眞竹雄次郎